

被災された方のための 生活支援情報

第 34 号
平成 25 年 6 月 26 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

生活再建に向けた応急仮設住宅「戸別訪問事業」にご協力ください

市では、被災された方々が一日も早く健やかで安心した暮らしができるよう、市内の応急仮設住宅に入居されている全ての世帯を生活再建支援員が訪問し、生活再建に向けたさまざまな悩み事をお聞きする、「戸別訪問事業」を行っています。

まだ支援員がお伺いしていない世帯には、今後、訪問日時を調整するため、お電話でご連絡させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。電話番号のご登録のない世帯については、直接ご訪問させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、皆さまからお電話をいただいて日程調整することもできますので、下記「お問い合わせ」先までご連絡ください。

なお、事前に知りたい情報などをお知らせいただくと、ご訪問の際に資料をお持ちすることもできますので、電話予約の際にお話してください。

◆訪問日時＝毎日10:00～16:00（ただし祝日および8/12(月)～8/16(金)を除く）

◆所要時間＝30分程度

◆訪問人数＝支援員2名（支援員は仙台市シルバー人材センターの身分証を携帯しています）

お問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579

仙台市母子家庭相談支援センターの就業・自立相談

母子家庭の母親、寡婦の方を対象に就業・自立についての電話相談を行います。

◆日時＝毎週火曜日11:00～19:00、毎週水～土曜日9:00～17:00（祝日、休館日を除く）

◆職業のあっせんは行っていません

◆面接相談、託児あり（要予約）

申し込み・問い合わせ 母子家庭相談支援センター ☎212・4322

防災集団移転対象区域内の土地建物などを売却した65歳以上の方について、介護保険料を減免する制度があります

土地建物を売却したことによる譲渡所得に伴い、介護保険料の負担が増えた方について、介護保険料を減免する制度があります。

対象	65歳以上の方で、仙台市に介護保険料を納めている方のうち、次のいずれかに該当する方 ①住み替えのために、居住用財産を売却し、その譲渡所得を自ら居住する新居の購入に充てた方 ②東日本大震災に係る防災集団移転促進事業等のために、土地建物を売却した方
減免額	買い換え費用が租税特別措置法の特別控除額のどちらか少ない額を、合計所得金額から差し引いた額で算定した所得段階相当額に減免
申請に必要な書類	(ア)減免申請書（区役所障害高齢課・総合支所保健福祉課で配布） (イ)6月中旬にお送りした介護保険料決定通知書 (ウ)確定申告書の控え (エ)土地建物の売却に係る売買契約書（「対象」①の方は、新居の購入に係る売買契約書）

申し込み・問い合わせ 区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は下欄）

津波で流出した写真等の展示・返却を行います

東日本大震災により流出した写真や賞状など思い出の品を、一人でも多くの所有者やご家族のお手元にお返しできるように、展示・返却を行います。

◆期間＝8月15日(木)～25日(日)（19日(月)は休館）

◆会場＝宮城野区中央市民センター（宮城野区五輪2-12-70宮城野区役所隣）

お問い合わせ 防災企画課、減災推進課 ☎214・3108

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>